

桑名広域清掃事業組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置について

本組合は、平成 26 年 5 月 19 日に「桑名広域清掃事業組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」を公布しました。

この要綱に基づき本組合と警察が連携を密にし、相互協力を行うことで市の締結する契約等から暴力団等の排除に努めてまいります。

1 要綱の概要

- 本組合の締結する契約等から暴力団等を排除し、契約の適正な履行を確保することを目的としています。
- 建設工事、物品の購入や清掃又は警備等の業務委託など本組合の締結する全ての契約を対象としています。
- 本組合の入札参加資格者等（その役員を含む。）が暴力団等と認められる場合や受注者が暴力団等の関与する資材販売業者から資材を購入した場合は、指名停止の措置を講じることを定めています。
- 受注者が暴力団等の不当介入を受けたときは、警察に通報するとともに本組合に報告することを義務付けています。